

5山監第28号  
令和5年12月22日

山形村議会 議長 大月 民夫 様  
山形村長 本庄 利昭 様  
社会福祉法人山形村社会福祉協議会  
会 長 山口 隆也 様

山形村監査委員 住吉 誠  
同 福澤 倫治

令和5年度山形村の財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度山形村の財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その監査の結果に関する報告及び報告に添えて意見を次のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、措置の内容を監査委員に通知してください。

- 1 令和5年度山形村の財政援助団体等監査の結果に関する報告 …… 2～3頁

## 令和5年度山形村の財政援助団体等監査の結果に関する報告

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査

根拠法令 地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

令和5年度山形村が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、財政的援助に係るものについて、次の対象団体及び関係する所管課を監査しました。

ただし、必要に応じて前年度等についても対象としました。

区 分	対 象 団 体	所 管 課
補助金交付団体	社会福祉法人 山形村社会福祉協議会	保健福祉課

### 3 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、提出を求めた監査資料に基づき、補助金等の目的に沿って適正かつ効率的に事業が行われているか（対象団体関係）、補助金等の交付目的及び対象事業の内容が明確にされているか（所管課関係）に主眼をおき、関係書類の調査等通常実施すべき監査方法を実施したほか、必要と認めるその他の監査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施しました。

### 4 監査期間及び実施場所

令和5年11月20日から同年12月1日まで（対象団体等から説明聴取）  
山形村役場及び対象団体の施設

### 5 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められました。

なお、財政的援助に係る事務処理等については、一部に是正又は改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に行われていましたが、引き続き適正な執行を求めるため、後述のとおり意見等を付します。

#### (1) 財政的援助の状況

対 象 団 体	監 査 の 対 象
社会福祉法人	社会福祉協議会事業補助金 1,375万円

補助金は、対象団体の令和5年度予算において、次の事業の人件費に充当されています。令和4年度決算の補助金についても同一です。

1 地域福祉・ボランティアセンター事業	725万円
2 総合相談・権利擁護事業	650万円
合 計	1,375万円

なお、対象団体の理事10人・監事2人及び常勤職員35人・登録職員32人のうち、村職員の兼務は1人（理事）であり、派遣はありません。

#### (2) 是正又は改善を要する事項等

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

指摘事項	… 著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項	… 事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの

意見 …… 組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告 …… 特に措置を講ずる必要があると認めるもの

後述のとおり、要望事項2件が認められました。

なお、比較的軽易なものは、口頭により指示したので留意されたい。

《要望事項》 …… 2件

① 福祉活動専門員設置補助金の人件費算定について（対象団体：社会福祉法人山形村社会福祉協議会）

山形村社会福祉協議会に対しては、村から補助金をはじめ、福祉施策全般についても令和4年度決算では、生活・就労支援事業、福祉事務所未設置町村相談事業、生活支援コーディネーター事業等の5事業に総額2,766万円余を委託しています。

福祉活動専門員設置補助金に係る人件費の算定（按分）については、山形村社会福祉協議会全体の事業区分や内容を確認、精査のうえ、算定の基礎が明確になるよう求めるものです。

② 社会福祉協議会事業補助金の交付要綱等について（所管課：保健福祉課）

社会福祉協議会事業補助金の交付の対象となる経費は、人件費に充当されているものの、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確に規定されていません。

補助金の執行を適正に確認できて疑義を生じさせないためにも、補助金の交付について、交付要綱等を定めて、補助の目的、対象事業、算定根拠等を明確にして、透明性を確保するとともに、対象団体を指導し、より適切な補助金交付事務となるよう求めるものです。

(3) むすび

今後とも、補助事業が、補助金交付等の目的に沿って有効かつ効率的に実施され、一層の成果を上げるようにしてください。（対象団体関係）

引き続き、補助金交付団体への指導監督を適切に行ってください。（所管課関係）